

中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針の策定について

1 基本方針の策定の背景と目的

津久井地区、相模湖地区及び藤野地区(以下「中山間地域」という。)においては、高齢化の進行等に伴う通院が困難な人の増加や生活習慣病の重症化等のリスクへの対応、人口減少等を背景とした受診者数の減少、医師・看護師などの医療従事者の安定的な確保が難しいこと等、医療に係る様々な課題が生じています。

こうした中で、この先も住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられるよう、地域の特性を踏まえた持続可能な医療の確保を図るため「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

2 基本方針の構成

第1章 中山間地域の医療等に係る現状

第2章 中山間地域の医療等に係る課題

第3章 基本方針(取組の方向性)

基本方針1 在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

基本方針2 医療資源や財源の効率的な活用

基本方針3 地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

3 取組の方向性

中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源(医療資源・財源)やICT(情報通信技術)等を活用し、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進します。

4 市所管の診療所の再編の進め方

(1) 在宅医療等を効率的に実施できる体制とするため、診療所は医師2人体制とします。

(2) 医師2人体制とするため、原則として、地区ごとに1診療所に統合します。

ア 津久井地区

青根診療所は、青野原診療所に統合します。ただし、令和6年度に診療日数の見直しを行った上で、青野原診療所の分院とし、当面維持します。

イ 相模湖地区

千木良診療所は、令和9年度を目途に内郷診療所に統合します。

ウ 藤野地区

日連診療所は、令和10年度を目途に藤野診療所に統合します。

※診療所の統合に当たっては、必要な改修等を行います。

※医師の確保状況、施設の改修方法等により、再編の実施時期がずれることがあります。

(3) 民間の医療機関を含め、多職種・多機関の連携を進めます。

5 今後の進め方

基本方針に基づく具体的な施策の検討に当たっては、中山間地域の住民や医療・介護の関係団体から推薦していただいた方などで構成する検討会を設置し、意見交換を行いながら地域の特性を踏まえた持続可能な医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

令和6年度の主な取組としては、車両を用いた訪問型オンライン診療の実証事業を行い、課題の把握や地域に合った実施方法等について検証する予定です。

6 参考 主な検討経過

令和3年8月～ 令和4年6月	中山間地域の持続可能な医療のあり方に係る懇話会での意見交換(全6回)
令和3年11月～ 12月	中山間地域の医療に係る市民アンケート等の実施
令和4年9月	相模原市地域保健医療審議会に基本方針について諮問
令和4年11月	相模原市地域保健医療審議会から基本方針について答申
令和4年12月～ 令和5年1月	パブリックコメント 中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について
令和4年12月	各地区 住民説明会
令和5年3月	各地区 パネルや動画を活用した説明会
令和5年5月	各地区 モバイルクリニック事業体験会
令和5年7月	各地区 住民説明会
令和5年7月	子どもの意見聴取(2中学校・1義務教育学校・1高校)

問い合わせ

地域医療対策室 大賀

電話 042-769-9230

中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針 を策定しました

令和6年2月

策定の背景と目的

津久井地区・相模湖地区・藤野地区(以下「中山間地域」という)では、医療に係る様々な課題や将来の懸念が生じています。

- 高齢化の進行等に伴う通院が困難な人の増加
- 在宅医療の需要の増加
- 生活習慣病の重症化等のリスクの増加
- 市所管診療所施設の老朽化
- 医師・看護師などの安定的な確保が難しいこと など



こうした中で、この先も住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられるよう、地域の特性を踏まえた持続可能な医療の確保を図るため「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

取組の方向性

中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源(医療資源・財源)やICT(情報通信技術)等を活用し、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進します。

医療資源と財源を

生み出し

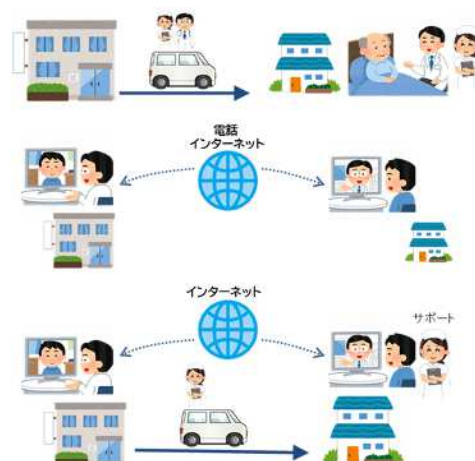
地域に合った医療に

活かす

基本方針1 在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

自宅でも医療を受けられる環境づくりを進めます。

- 在宅医療の充実
- オンライン診療の推進
- 医療・介護関係者の多職種・多機関の連携強化 など



基本方針2 医療資源や財源の効率的な活用

医師・看護師がより活きる体制づくりを進めます。

- 市所管診療所の運営体制の見直し（再編等）
- 医療従事者の安定的な確保
- 電子カルテ導入やICTの活用 など



基本方針3 地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

市民の健康づくりや介護予防の取組を支えます。

- 健康管理への積極的な働きかけ
- 疾病予防・介護予防の情報発信
- 地域と診療所の顔の見える関係づくり など



診療所再編の進め方

- ① 在宅医療等を効率的に実施できる体制とするため、診療所は医師2人体制とします。
- ② 医師2人体制とするため、原則として、地区ごとに1診療所に統合します。
- ③ 民間の医療機関を含め、多職種・多機関の連携を進めます。

○津久井地区：青根診療所は、青野原診療所に統合します。

ただし、令和6年度に診療日数の見直しを行った上で、青野原診療所の分院とし、当面維持します。

○相模湖地区：千木良診療所は、令和9年度を目途に内郷診療所に統合します。

○藤野地区：日連診療所は、令和10年度を目途に藤野診療所に統合します。

※ 診療所の統合に当たっては、必要な改修等を行います。

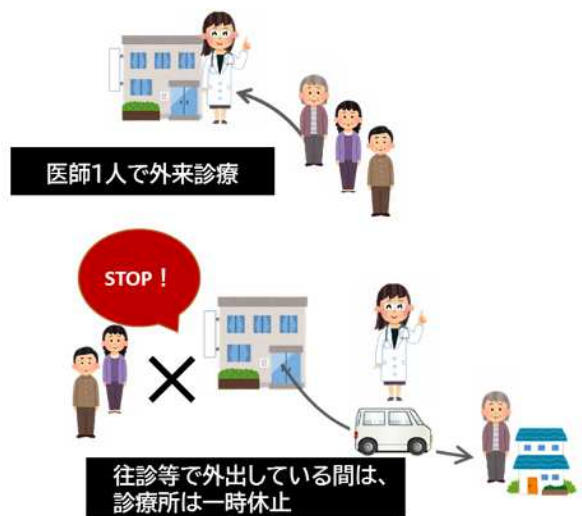
※ 医師の確保状況や施設の改修方法等により、再編の実施時期がずれることがあります。



診療所再編後のイメージ

変更前

基本的に、患者が診療所に通院



変更後

患者が診療所に通院

+
患者が自宅でも受診できる
(訪問診療やオンライン診療)



出向く医療を充実し 安心して医療を受けられる 体制をつくります

今後の進め方

基本方針に基づく具体的な施策の検討に当たっては、中山間地域の住民や医療・介護の関係団体から推薦していただいた方などで構成する検討会を設置し、意見交換を行いながら地域の特性を踏まえた持続可能な医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

令和6年度の主な取組としては、車両を用いた訪問型オンライン診療の実証事業を行い、課題の把握や地域に合った実施方法等について検証する予定です。

参考 主な検討の経過

令和3年8月～ 令和4年6月	中山間地域の持続可能な医療のあり方に係る懇話会での意見交換 (全6回)
令和3年11月～12月	中山間地域の医療に係る市民アンケート等の実施
令和4年9月	相模原市地域保健医療審議会に基本方針について諮問
令和4年11月	相模原市地域保健医療審議会から基本方針について答申
令和4年12月～ 令和5年1月	パブリックコメント 中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について
令和4年12月	各地区 住民説明会
令和5年3月	各地区 パネルや動画を活用した説明会
令和5年5月	各地区 モバイルクリニック事業体験会
令和5年7月	各地区 住民説明会
令和5年7月	子どもの意見聴取(2中学校・1義務教育学校・1高校)

「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」は、市ホームページでご覧いただけます。



相模原市 中山間地域 医療

検索



相模原市 健康福祉局 保健衛生部 医療政策課 地域医療対策室
電話 042-769-9230 (直通)

中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る 基本方針

令和6年2月
相模原市



目次

はじめに	3
第1章 中山間地域の医療等に係る現状	4
1 人口等について	4
2 医療提供施設等について	7
3 市の主な取組について	10
4 医療関係団体の主な取組について	17
5 中山間地域の医療に係る市民アンケート等の結果概要	18
第2章 中山間地域の医療等に係る課題	21
課題1 高齢化の進行等に伴う「通院困難」への対応	21
課題2 医療従事者や施設等の安定的な確保・公費負担の適正化	21
課題3 生活習慣病等の重症化・フレイルの進行等のリスクへの対応	21
第3章 基本方針（取組の方向性）	22
基本方針1 在宅医療の充実と医療・介護の連携推進	23
基本方針2 医療資源や財源の効率的な活用	24
基本方針3 地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進	26
資料編	27
検討経過	27
中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会設置運営要綱	29
相模原市地域保健医療審議会規則	32
相模原市地域保健医療審議会への諮問	35
相模原市地域保健医療審議会からの答申	36

はじめに

津久井地区、相模湖地区及び藤野地区（以下「中山間地域」という。）においては、他の地区に先行して人口が減少しており、また、年少・生産年齢人口の割合が低い一方、高齢者人口の割合が高くなっています。

人口減少、少子高齢化が進行する中においても、将来にわたり市民が安全で安心して暮らせる社会を実現する必要があることから、市では、相模原市総合計画の基本計画に定める「分野横断的に取り組む3つのテーマ」の一つとして「中山間地域対策」に重点的に取り組んでおり、地域の活性化や地域コミュニティの維持を図りながら、社会情勢などの変化に適応したまちづくりを進めることとしています。

こうした中で、中山間地域における医療に関わる課題として、高齢化の進行等に伴う通院困難や生活習慣病の重症化等のリスクへの対応、人口減少等を背景とした受診者数の減少や医師・看護師などの医療従事者の安定的な確保が難しいことなどが生じています。

市においては、中山間地域にある診療所の運営や、夜間・休日における急病診療事業を実施するとともに、医学生や看護学生を対象とする修学資金の貸付事業により医療従事者の確保に取り組んでいるところです。

しかし、この先も住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられるようにするためには、地域の特性を踏まえた持続可能な医療提供体制を確保する必要があることから、令和3年度に地域住民や医療関係者、学識経験者が意見交換を行う「中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会」を設置し、地域住民を対象としたアンケートの結果や各地区のまちづくり会議等でのご意見も参考に検討を進めてきました。

本基本方針は、中山間地域における持続可能な医療の在り方に係る基本的な方向性として、「相模原市地域保健医療審議会」からの答申やパブリックコメント、各地区での住民説明会等でいただいたご意見を踏まえ策定したものです。

第 1 章 中山間地域の医療等に係る現状

1 人口等について

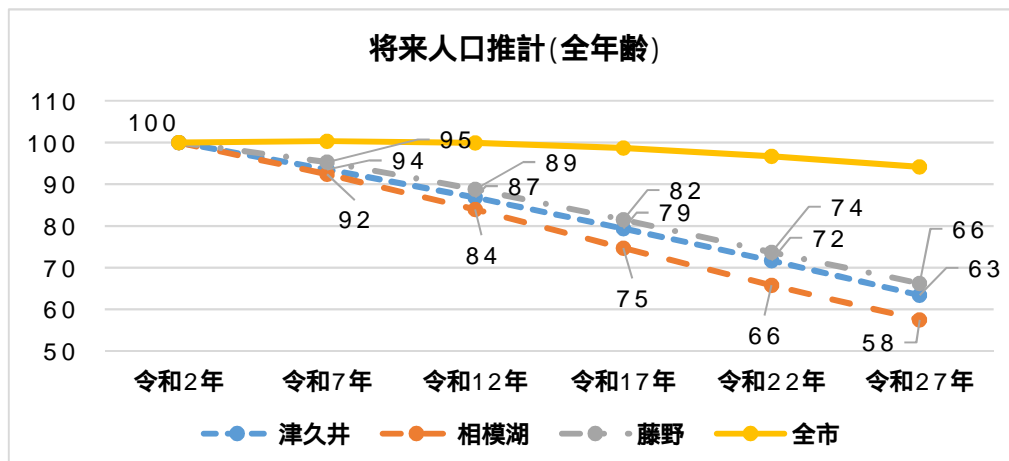
(1) 高齢化の状況 (住民基本台帳 : 各年 1 月 1 日現在)

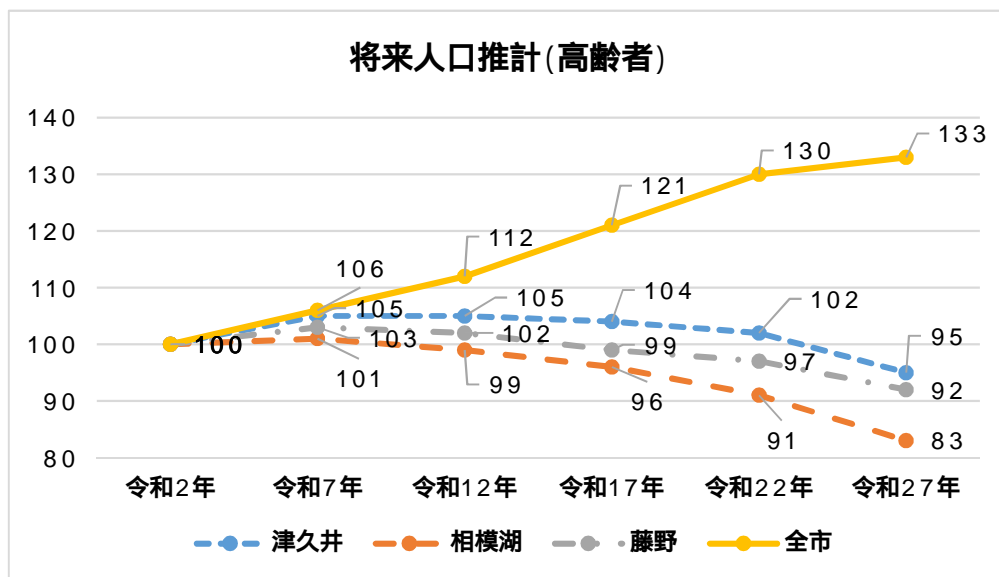
		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
全市	人口	718,300 人	718,601 人	719,112 人	719,118 人
	65 歳以上	184,180 人	186,651 人	188,550 人	189,146 人
	高齢化率	25.6%	26.0%	26.2%	26.3%
		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
津久井	人口	25,217 人	24,799 人	24,396 人	23,975 人
	65 歳以上	9,245 人	9,372 人	9,469 人	9,440 人
	高齢化率	36.7%	37.8%	38.8%	39.4%
相模湖	人口	7,834 人	7,667 人	7,462 人	7,309 人
	65 歳以上	3,064 人	3,083 人	3,081 人	3,044 人
	高齢化率	39.1%	40.2%	41.3%	41.6%
藤野	人口	8,274 人	8,213 人	8,135 人	7,995 人
	65 歳以上	3,113 人	3,182 人	3,188 人	3,194 人
	高齢化率	37.6%	38.7%	39.2%	39.9%

高齢化率について、津久井地区・相模湖地区・藤野地区のいずれも、全市平均に比べて 10 ポイント以上高い値となっています。

(2) 将来推計 (令和 2 年国勢調査に基づく将来人口推計から試算)

令和 2 年の国勢調査に基づく人口 = 100 として指数化





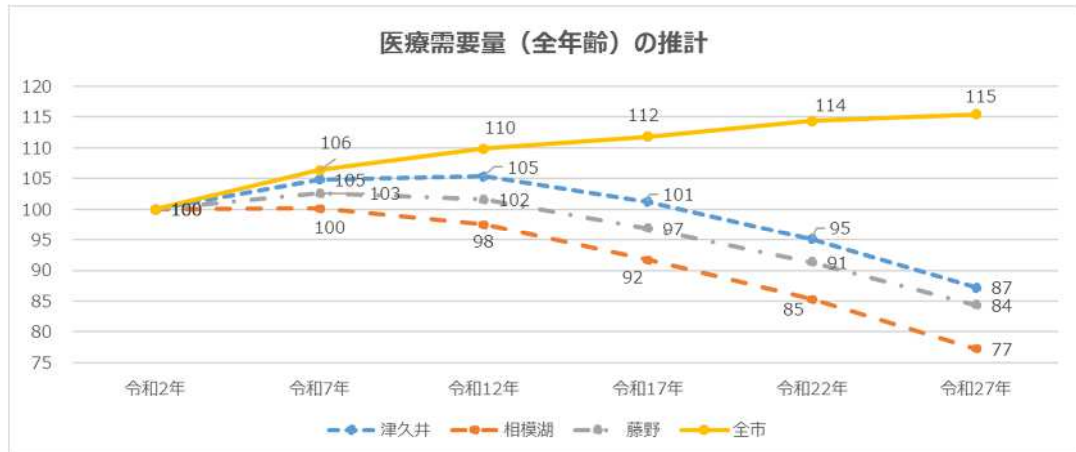
		令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
津久井	0~14歳	1,975	1,632	1,411	1,258	1,067	887
	15~39歳	4,610	3,762	3,142	2,638	2,299	1,992
	40~64歳	8,291	7,499	6,676	5,658	4,518	3,684
	65~74歳	4,909	3,944	3,211	3,109	3,304	2,942
	75歳~	4,217	5,615	6,406	6,392	6,023	5,714
	計	24,002	22,452	20,846	19,055	17,211	15,219
相模湖	0~14歳	525	407	319	275	233	204
	15~39歳	1,383	1,222	1,038	806	588	470
	40~64歳	2,646	2,311	1,983	1,649	1,385	1,156
	65~74歳	1,520	1,286	1,101	1,047	956	807
	75歳~	1,621	1,884	2,022	1,971	1,902	1,789
	計	7,695	7,110	6,463	5,748	5,064	4,426
藤野	0~14歳	658	581	526	511	424	379
	15~39歳	1,425	1,211	1,090	937	870	754
	40~64歳	2,973	2,756	2,422	2,091	1,625	1,353
	65~74歳	1,737	1,555	1,286	1,179	1,237	1,166
	75歳~	1,664	1,957	2,185	2,176	2,078	1,952
	計	8,457	8,060	7,509	6,894	6,234	5,604
全市	0~14歳	82,547	77,235	74,186	74,098	72,450	68,555
	15~39歳	199,058	192,327	187,641	177,681	162,399	154,750
	40~64歳	254,172	258,076	250,379	235,556	220,440	208,589
	65~74歳	92,864	78,721	81,025	96,243	109,716	104,494
	75歳~	96,852	121,683	131,856	132,764	136,768	146,955
	計	725,493	728,042	725,087	716,342	701,773	683,343

中山間地域では、全年齢の人口について、いずれの地区も令和27年(2045年)には令和2年(2020年)の6割程度になり、高齢者の人口について、津久井地区は令和12年(2030年)頃をピークに、相模湖地区・藤野地区は令和7年(2025年)をピークに減少に転じます。

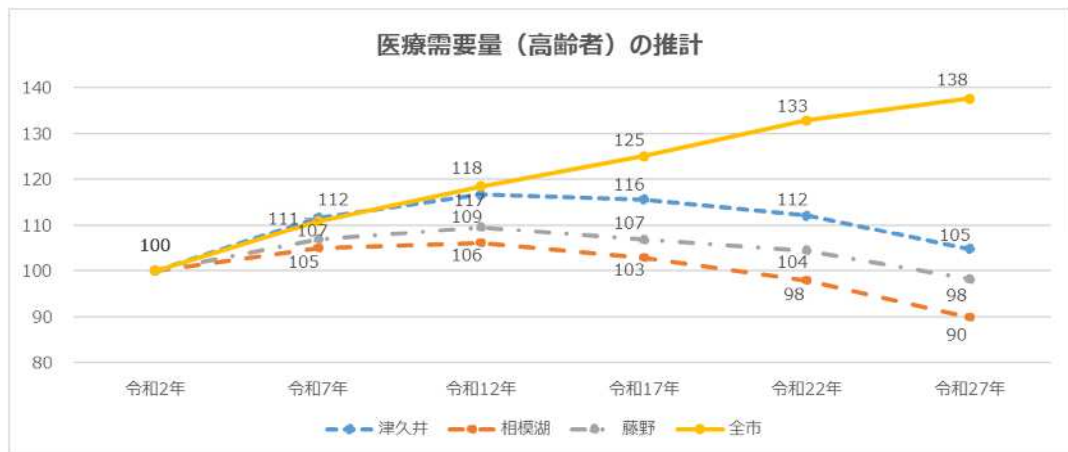
(3) 医療需要予測 (令和2年国勢調査に基づく将来人口推計から試算)

令和2年の国勢調査に基づく需要量 = 100 として指数化

$$\text{各年の医療需要量} = (\sim 14 \text{ 歳} \times 0.6) + (15 \sim 39 \text{ 歳} \times 0.4) + (40 \sim 64 \text{ 歳} \times 1.0) \\ + (65 \sim 74 \text{ 歳} \times 2.3) + (75 \text{ 歳} \sim \times 3.9)$$



【全年齢】中山間地域の全年齢の医療需要量は、令和7年頃をピークに令和12年(2030年)頃から減少に転じます。



【高齢者】中山間地域の高齢者の医療需要量は、令和12年頃をピークに減少に転じます。

2 医療提供施設等について

(1) 開設中の医療提供施設等（令和5年4月現在）

	病院	診療所	歯科診療所	薬局	訪問看護ステーション
津久井	3	5	8	9	3
相模湖	1	5	3	2	0
藤野	1	5	3	1	0
全市	35	450	360	338	78

訪問看護ステーションは、令和5年8月現在

病院・診療所

No	名称	一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	計	診療科目
	相模原赤十字病院	132	0	0	0	132	内科、呼内、循内、消内、脳神、脳内、小児、外科、整形、婦人、皮膚、泌尿、肛外、眼科、耳鼻、リハ、精神、放射、麻酔
	森田病院	44	50	0	0	94	内科、呼内、循内、消内、小児、外科、整形、消外、皮膚、麻酔、糖分内
	ワゲン療育病院長竹	40	0	0	0	40	内科、小児、リハ
	いざなぎ診療所						内科、外科、放射
	りつのクリニック						内科、循内、消内、小児、外科、整形、婦人、皮膚、アレ、リハ、放射
	市立青野原診療所						内科、小児、外科
	国保青根診療所						内科、小児
	ふじの温泉病院	0	216	256	0	472	内科、精神、神経
	藤野在宅緩和ケアクリニック						緩和
	ひかりのつぼみ自由クリニック						小児
	佐野川クリニック						内科、外科
	市立藤野診療所						内科、小児、外科
	国保日連診療所						内科、小児
	梶原医院						内科、小児、整形、形成、泌尿
	原田医院						内科、小児
	市立千木良診療所						内科、小児、外科
	津久井やまゆり園診療所						内科、皮膚、精神
	国保内郷診療所						内科、小児、外科、整形、胃腸
	相模湖病院	0	0	205	0	205	心内、精神
	西メディカルセンター						内科、小児

外来診療を実施していない医療機関もあります。

病院における救急等の指定等の状況

相模原赤十字病院：救急、災害拠点

森田病院：救急、地域救護

【参考】中山間地域周辺の病院における救急等の指定等の状況

相模原協同病院：救急、災害拠点、地域医療支援

東京医大八王子医療センター：救急、災害拠点、地域医療支援

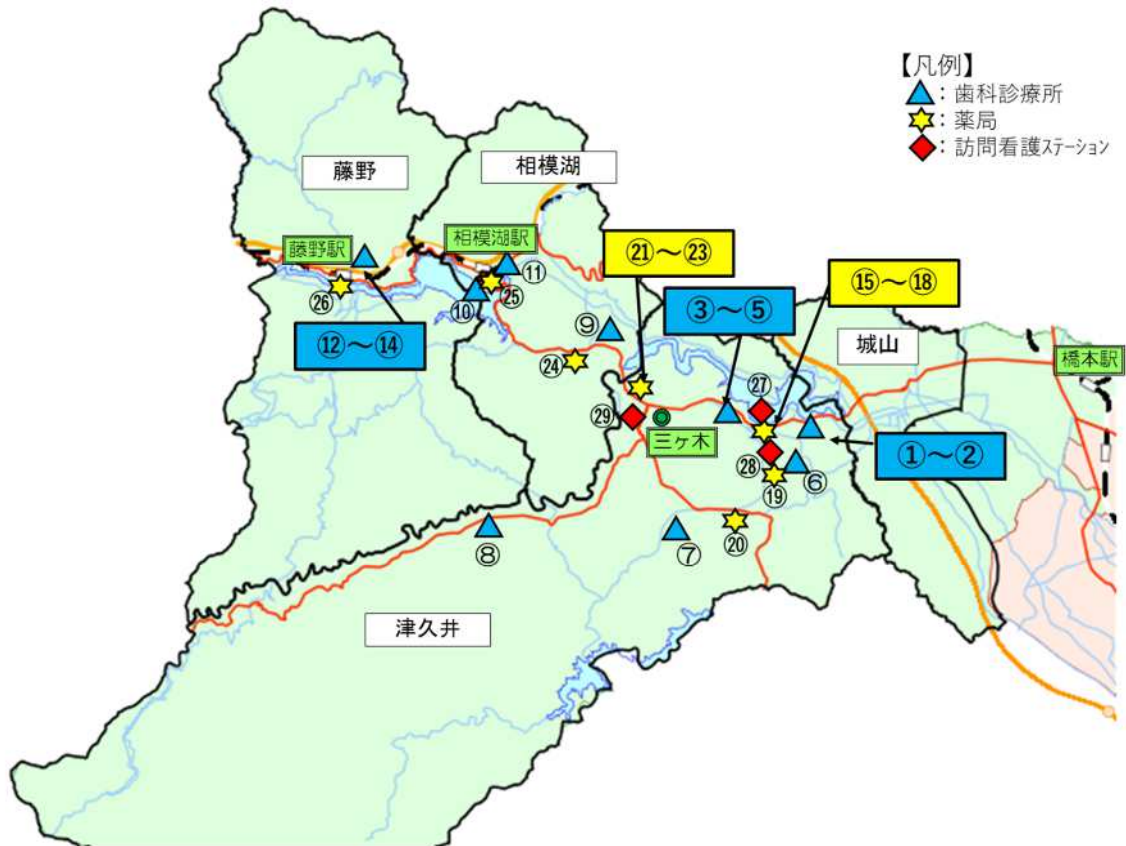
上野原市立病院：救急、地域災害支援

(2) 医療提供施設等の配置状況 (病院・医科診療所・消防署)



No.	名 称	No.	名 称
	相模原赤十字病院		国保日連診療所
	森田病院		梶原医院
	ワゲン療育病院長竹		原田医院
	いざなぎ診療所		市立千木良診療所
	りつのクリニック		津久井やまゆり園診療所
	市立青野原診療所		国保内郷診療所
	国保青根診療所		相模湖病院
	ふじの温泉病院		西メディカルセンター
	藤野在宅緩和ケアクリニック	【地域外】	
	ひかりのつぼみ自由クリニック		相模原協同病院
	佐野川クリニック		上野原市立病院
	市立藤野診療所		東京医大八王子医療センター

(3) 医療提供施設等の配置状況 (歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション)



No.	名称	No.	名称
	萩原歯科医院		つくいメロン薬局
	中島歯科医院		日本調剤津久井薬局
	みやはら歯科医院		さくら薬局津久井店
	野村歯科医院		コスモス薬局
	なかの歯科医院		ヤマグチ薬局串川店
	ひし山歯科医院		クリエイト薬局三ヶ木桜木店
	関戸歯科医院		みどり調剤薬局
	すぎむら歯科医院		くろーばー薬局
	江藤歯科医院		ヤマグチ薬局内郷店
	布施歯科医院		橋本薬局
	さがみこ歯科		のざき薬局
	野崎歯科医院		相模原赤十字病院訪問看護ステーション
	落合歯科医院		訪問看護ステーショングランシェル
	こんのデンタルクリニック		J A 訪問看護ステーションつくい
	ヤマグチ薬局津久井中野店		

3 市の主な取組について

中山間地域も含め、市内全域で実施している取組です。

(1) 地域医療体制の確保（市所管の診療所の運営）



市立診療所（日本赤十字社が指定管理者として運営）

	【津久井】 青野原診療所	【相模湖】 千木良診療所	【藤野】 藤野診療所
外 観			
建築年度 (開設年度)	平成元年度 (昭和14年度開設) 築33年	平成5年度 (昭和33年度開設) 築29年	昭和59年度 (昭和36年度開設) 築38年
建物延床面積 (㎡)	230	249	200
診察室 (室)	1	1	1
来客用駐車場 (台)	7	10	9
薬の処方	院内	院内	院外
土砂災害警戒区域 該当の有無	なし	なし	あり (上段の駐車場敷地)
受診者数 (R4)	4,552人	3,123人	5,849人
収支差額 (R4)	-11,203千円	-17,590千円	-9,475千円
備 考		敷地の約6割が借地	

国保診療所（直営）

	【津久井】 青根診療所	【相模湖】 内郷診療所	【藤野】 日連診療所
外 観			
建築年度 (開設年度)	平成9年度 (昭和24年度開設) 築25年	平成22年度 (昭和27年度開設) 築12年	昭和47年度 (昭和26年度開設) 築50年
建物延床面積 (㎡)	210	398	201
診察室 (室)	1	2	1
来客用駐車場 (台)	8	20	5
薬の処方	院内	院外	院内
土砂災害警戒区域 該当の有無	あり (建物の一部・敷地の一部)	なし	あり (施設全体)
受診者数 (R4)	2,244人	6,168人	4,935人
収支差額 (R4)	-14,120千円	2,998千円	-11,339千円
備 考			

診療所の診療体制

医師1名、看護師2名（常勤1、非常勤1）及び医療事務員2名を基本の体制とし、市立診療所のみ事務長が在籍している。

青根診療所は、令和5年1月中旬以降、常勤医師の不在により、診療日数を週1～2回に、診療科目を内科・小児科に縮小して運営

受診者数の推移（注：（国）は国保診療所、（市）は市立診療所）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
津久井	(国)青根	年間	2,880人	2,592人	2,357人	2,228人	2,244人
		1日平均	12人	11人	10人	9人	11人
	(市)青野原	年間	6,093人	5,730人	4,732人	4,947人	4,552人
		1日平均	25人	23人	19人	20人	19人
相模湖	(国)内郷	年間	6,966人	6,780人	6,205人	6,191人	6,168人
		1日平均	38人	36人	33人	32人	33人
	(市)千木良	年間	4,115人	3,606人	2,988人	3,113人	3,123人
		1日平均	17人	15人	12人	13人	13人
藤野	(国)日連	年間	5,795人	5,072人	4,883人	4,816人	4,935人
		1日平均	25人	21人	21人	21人	21人
	(市)藤野	年間	8,070人	6,608人	4,571人	5,316人	5,849人
		1日平均	33人	27人	19人	22人	24人
合計	年間	33,919人	30,388人	25,736人	26,611人	26,871人	
	1日平均	150人	133人	114人	117人	121人	

診療所の収支状況

令和2年度 【単位：千円】	市立診療所（指定管理）			国保診療所（市直営）			計
	青野原	千木良	藤野	青根	内郷	日連	
収入（A）	61,327	38,034	34,783	32,895	65,634	61,525	294,198
支出（B）	69,034	71,283	59,334	49,144	64,329	78,545	391,669
差（C = A - B）	7,707	33,249	24,551	16,249	1,305	17,020	97,471

令和3年度 【単位：千円】	市立診療所（指定管理）			国保診療所（市直営）			計
	青野原	千木良	藤野	青根	内郷	日連	
収入（A）	62,080	40,528	43,144	34,891	76,793	68,627	326,063
支出（B）	69,065	69,930	53,199	49,353	68,745	77,994	388,286
差（C = A - B）	6,985	29,402	10,055	14,462	8,048	9,367	62,223

令和4年度 【単位：千円】	市立診療所（指定管理）			国保診療所（市直営）			計
	青野原	千木良	藤野	青根	内郷	日連	
収入（A）	54,684	41,270	47,929	34,471	72,987	63,158	314,499
支出（B）	65,887	58,860	57,404	48,591	69,989	74,497	375,228
差（C = A - B）	11,203	17,590	9,475	14,120	2,998	11,339	60,729

市立診療所については、全体の収入から指定管理料などの公的な収入を除いて計算

(2) 急病診療体制・災害時医療体制

ア 初期救急医療体制

休日及び夜間における急病患者に対する医療を提供するため、相模原西メディカルセンター及び津久井地域在宅当番制初期医療機関（津久井在宅）において、急病診療事業を実施しています。

西メディカルセンター（休日の昼間・夜間）

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	昼間	夜間	合計	昼間	夜間	合計	昼間	夜間	合計
診療日数（日）	72			72			72		
受診者数（人）	187	48	235	324	111	435	617	157	774
1日平均（人）	2.6	0.7	3.3	4.5	1.5	6.1	8.6	2.2	10.8

津久井在宅（平日・土曜日の夜間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
診療日数（日）	293	293	293
受診者数（人）	226	266	333
1日平均（人）	0.8	0.9	1.1

イ 津久井消防署の救急対応

平成30年度から新庁舎の運用を開始した青根分署を含む全ての救急隊に2名以上の救急救命士を配置するとともに、高度救命処置用資器材を搭載した「高規格救急車」を整備する等、救急業務の高度化に適切に対応する取組を進めています。



また、「第3次相模原市消防力整備計画」に基づき、令和5年度の開署に向け、津久井消防署の移転整備を進めるほか、庁内の諸計画との整合を図りながら、鳥屋出張所及び救急隊派出所の再整備について、検討を進めることとしています。



ウ 災害時医療体制

大きな災害で、多数の負傷者が予想される場合に、救護所を開設します。救護所では、傷病者に対する初期治療を実施し、重傷者は医療機関へ搬送します。

開設場所は、相模原西メディカルセンター、串川小学校、青和学園、桂北小学校及び藤野小学校です。

(3) 医療従事者の確保

ア 地域医療医師修学資金貸付事業

総合診療医など、総合的な診療能力を有する医師の育成・確保を図り、医師不足や超高齢社会等に適した地域医療体制の基盤づくりを進めるため、市内唯一の医師育成機関である北里大学の医学部生に対し、修学資金を貸し付けています。

総合診療医とは

総合診療医とは、Subspecialty を持った上でどのような疾患にも対応し、未診断症例には速やかに正確な診断を行い、速やかな治療を行うことができ、場合によっては患者のことを考えた専門医との連携を円滑に行うことが出来る医師です。また、未病の状態の人のケアができ予防医療も行う医師でもあります。【日本病院総合診療医学会ホームページより】

修学資金貸付対象者 計25名(令和5年4月現在)

専門研修修了医：2名

専門研修医：7名(1年目：1名 / 2年目：2名 / 3年目：3名 / 4年目：1名)

臨床研修医：4名(1年目：3名 / 2年目：1名)

学部学生：12名(1～6年：各2名)

イ 地域医療寄附講座開設事業

地域医療の向上を図るため、寄附講座「地域総合医療学」を北里大学医学部に開設し、総合的な診療能力を有する医師の育成及び地域医療に関する研究等に対し、支援をしています。

ウ 看護師等修学資金貸付事業

将来市内において看護師等の業務に従事する人材を、的確に育成・確保するため、平成5年度から看護師等養成施設に在学する者に修学資金を貸し付けています。

エ 相模原看護専門学校運営費補助金

看護師等の養成・確保を図るため、相模原看護専門学校の運営に対し助成しています。

(4) 在宅医療と介護の連携支援等

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等との連携・協働を推進しています。

また、一人暮らしの高齢者や家族介護者などに適切な支援が行われるよう、日常生活圏域において、地域包括支援センターを中心に、高齢者等を見守り、支える地域づくりを推進しています。

ア 在宅医療・介護連携支援センターの設置

医療・介護従事者からの相談支援や情報提供、多職種連携等の中核的な役割を担う「在宅医療・介護連携支援センター」を地域包括ケア推進課内に設置しています。

イ 市在宅医療・介護連携推進会議の開催

在宅医療と介護の連携について、関係者の意見交換等を実施しています。連携体制等に関する部会と高齢者救急に関する部会を設けています。

ウ 在宅医療・介護連携従事者相談窓口の開設

医療・介護従事者からの在宅医療・介護連携に関する相談等に応じるために相談窓口を開設しています。

エ 地域ケアサポート医によるアウトリーチ（訪問支援）の実施

地域包括支援センターやケアマネジャー等からの相談について、医師が訪問しなければ対応が難しい事例や訪問により課題解決が見込まれる事例について、地域ケアサポート医によるアウトリーチを行っています。

オ 在宅療養連携ケース（支え手帳）モデル事業の実施

要支援・要介護者や家族、医療・介護従事者による情報共有の手段として、支え手帳モデル事業を大野中地区で実施しています。令和2年度からは、相模湖・藤野地区をモデル地区に加えています。

カ 在宅医療・介護連携事例発表会の開催

医療・介護従事者がケアや多職種連携の好事例等の発表や意見交換をすることにより連携強化と知識・能力の向上等を図っています。

キ 在宅療養パンフレットや人生会議普及啓発リーフレットの作成

在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることや人生会議などについての普及啓発を図っています。

ク 地域介護予防事業

地域包括支援センターを中心に介護予防に向けた知識及び方法についての普及啓発に関する各種教室等を実施しています。各種教室等の終了後には、住民等が自主的に介護予防につながる活動を継続できるよう支援を行っています。

(5) 健康づくり・生活習慣病予防対策等

運動の習慣化や健康的な食習慣の形成など、市民が主体的に取り組む健康づくりへの支援や、地域、学校、企業などと連携した効果的な健康づくりの取組を進め、生活習慣病の発症と重症化の予防などを図ることで、市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことを目指しています。

市では、令和5年4月1日に「相模原市健康づくり推進条例」を施行し、子どもから高齢者まで全ての市民が生涯にわたりいきいきと暮らしつづけられる社会の実現を目指すこととしています。

ア 健康診査事業

がんをはじめとする疾病の早期発見、早期治療を図るため、がん検診、特定健診、歯科健診などの健診事業を実施しています。

イ 健康づくり推進事業

健康づくり普及員や関係団体と連携し、健康づくりの取組や、運動の習慣化に向けた取組を推進しています。

4 医療関係団体の主な取組について

(1) 在宅ケア連携室【相模原市医師会】

在宅で療養している方やご家族の方に対し、専任職員が相談や案内に応じ、地域の医師の間で行われている医療連携活動を補佐するために各種の紹介業務等を行っています。

- ・在宅医療に関する相談や紹介（往診医を受け入れている医療機関の紹介）
- ・福祉用具等に関する相談や支援
- ・療養上の看護が必要なときの訪問看護ステーションの案内
- ・保健福祉関係機関との連携及び支援

(2) 在宅歯科医療地域連携室【相模原市歯科医師会】

在宅歯科診療を行っている歯科診療所の案内や、在宅歯科診療に関する相談を受けています。

(3) 要介護高齢者等歯科診療【相模原市歯科医師会】

要介護状態で歯の治療を受けることができない高齢者に対して、安心・安全に診療を行う「要介護高齢者等歯科診療所」を開設しています。

診療日時：毎週日曜日 午前9時～正午（年末年始等を除く。）

診療場所：ウェルネスさがみはら（送迎サービスが適用の場合あり）

(4) 薬剤師の在宅訪問【相模原市薬剤師会】

病院や薬局に通うことが難しくなり、長期にわたって自宅療養が必要になった場合や、薬の量が増えてきちんと飲み続ける事が難しくなった場合など、医療保険や介護保険の制度を利用することで、薬剤師の訪問サービスを受けることができます。

(5) 看護職復職支援事業（看護職復職相談会）【相模原市病院協会】

看護師等の有資格者でありながら看護職に従事していない者（潜在看護師）を対象とした就職相談会や技術研修会を開催しています。

5 中山間地域の医療に係る市民アンケート等の結果概要

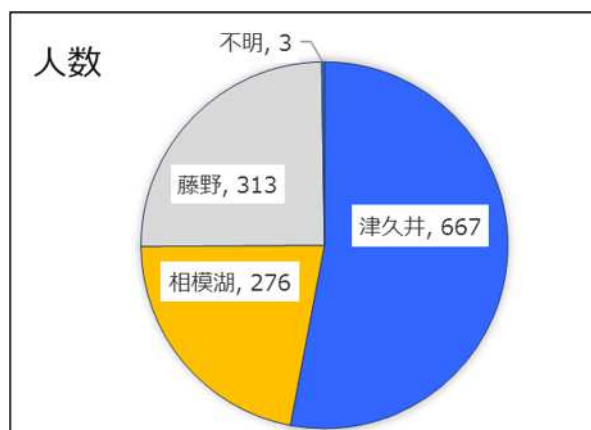
(1) 市民アンケート（令和3年度）

ア 回答状況等

2,000人を無作為抽出し、郵送による調査用紙の配付・回収を実施したところ、980人から回答があった。（回収率49.0%）

また、市所管の診療所及び各地域包括支援センターにおいて390人に配布したところ、279人から回答があった。（回収率71.5%）

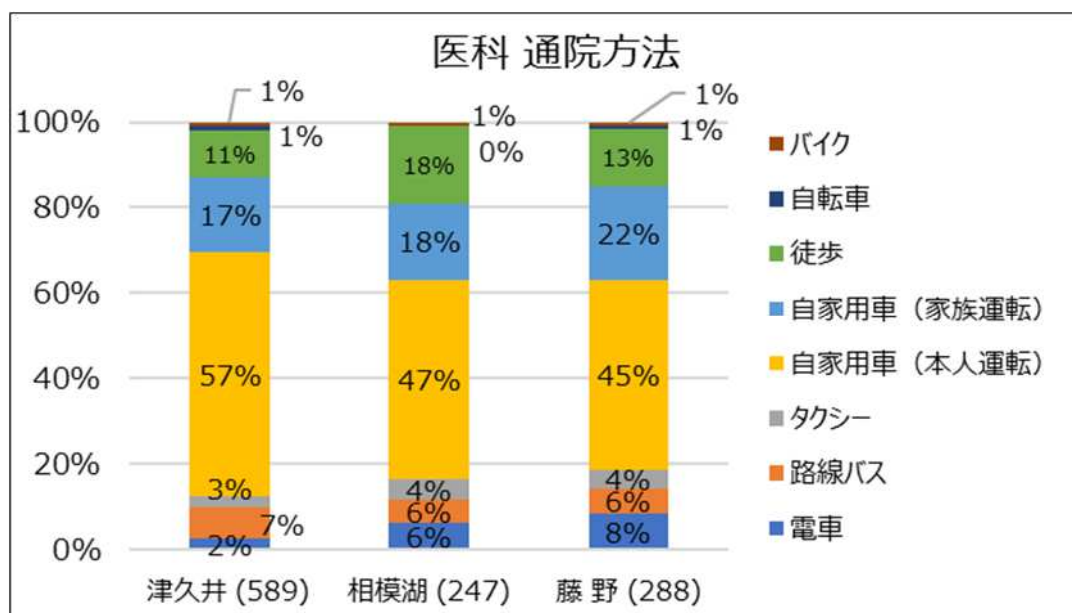
居住地	人数	割合
津久井	667	53.0%
相模湖	276	21.9%
藤野	313	24.9%
不明	3	0.2%
合計	1259	100.0%



イ 通院について

約7割が自家用車によると回答している。

通院に平均20分程度を要している。



ウ 在宅医療の充実について

約 88% が「必要だと思う」と回答している。

居住地域での在宅医療の充実について	回答数	割合
1 必要だと思う	1107	87.9%
2 必要ではないと思う	63	5.0%
3 未回答	89	

エ オンライン診療を活用した「移動医療サービス」の充実について

約 58% が「利用してみたい」と回答している。

移動医療サービスの利用について	回答数	割合
1 利用してみたい	731	58.1%
2 利用したくない	391	31.1%
3 未回答	137	

オ 電子健康記録について

約 71% が「推進してほしい」と回答している。

電子健康記録とは
個人の診療や検査の情報を生涯にわたって電子媒体に記録し、その情報を医療サービスの提供に活用する仕組み

「電子健康記録」取組の推進について	回答数	割合
1 推進してほしい	894	71.0%
2 推進してほしくない	162	12.9%
3 未回答	203	

(2) 補足調査 (令和3年度)

ア 市所管の6つの診療所の看護師(北里大学から派遣の行政実務研修員)による診療状況調査

- ・市所管の6つの診療所では、慢性疾患(高血圧、脂質異常症等)の受診が多い。
- ・患者の多くが自分の健康状況の記録を持参してくる。
- ・市所管の6つの診療所間の試みとして、地域全体で情報共有できる連携の場が求められる。
- ・医療人材について、定期的な診療所間の情報共有や人材交流、最低限の業務の統一化を図り、将来を見据えた後進育成などの対策が求められる。

イ 地域包括支援センターヒアリング調査

- ・津久井地区及び相模湖地区においては、閉じこもり傾向は「ある」又は「増えている」と認識
- ・高血圧、糖尿病及び難病が目につく。また、オーラルフレイルへの理解は不足しているように感じる。

オーラルフレイルとは

心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態

ウ 保健師（地区担当経験者）ヒアリング調査

- ・藤野地区については「ゆるやかな見守り」が行われており、閉じこもり傾向が高い地域とは捉えていない。
- ・多職種連携において、デジタル技術の活用は有用である。

（３）その他

ア 市民生活習慣実態調査（令和４年度実施）の結果の確認

- ・「健康診断を受けた」や「市が実施している各種がん検診を受けた」という回答が、全市と比較して低い。
- ・塩分の多い食品（漬物、佃煮、干物等）を１日１回以上摂取する割合が、全市と比較して高い。

イ 高齢者等実態調査（令和４年度実施）の結果の確認

- ・「移動すること」に困難を抱えており、在宅医療など「訪問」によるサービスの充実が求められている。
- ・「介護が必要とならないような予防サービスの充実」を望む回答が多い。
- ・「終活（最期まで自分らしく人生をおくるための準備）に対する支援」を望む回答が多い。

第2章 中山間地域の医療等に係る課題

中山間地域の医療に関する意識やニーズの把握を目的に中山間地域在住者を対象に実施したアンケート、市所管の診療所・地域包括支援センターへの聴き取り調査、地域の医療関係者や住民等で構成する中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会での意見交換等をもとに、課題を整理しました。

課題1 高齢化の進行等に伴う「通院困難」への対応

< 調査結果等 >

- ・医療機関への通院手段は、約7割が自家用車
- ・自家用車に代わる移動手段の確保が困難
- ・在宅医療や看取りに係る需要の増加が見込まれる
- ・居住地域での在宅医療の充実について「必要だと思う」と回答された割合が約88%を占め、そのうち約9割の理由が「通院が困難又は難しくなる」又は「高齢化が進行している」と回答
- ・高齢者だけでなく、小児科等の受診のしやすさが求められている

課題2 医療従事者や施設等の安定的な確保・公費負担の適正化

< 調査結果等 >

- ・市所管の診療所では、施設の老朽化が進行
- ・診療所運営経費として、公費（赤字分）を投入（令和3年度・4年度：各約6千万円）
- ・医療従事者の安定的な確保が困難な地域
- ・電子健康記録について、約71%が「推進してほしい」と回答
- ・医療や介護に係る情報を関係する職種間で共有することが重要

課題3 生活習慣病等の重症化・フレイルの進行等のリスクへの対応

< 調査結果等 >

- ・市所管の診療所では、生活習慣病の受診が多い
- ・介護予防サービスの充実を望む割合が高い

フレイルとは

加齢に伴い心身の機能が低下した状態

第3章 基本方針（取組の方向性）

前章で整理した3つの課題に対して、地域全体で取り組むものと市所管の診療所など（市）で取り組むものの2段階の構成とし、市総合計画・市公共施設マネジメント推進プラン・市保健医療計画・市高齢者保健福祉計画等と整合を図りつつ、特に市で取り組む内容について具体的に示すこととします。

取組の方向性

中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源（医療資源・財源）やICT（情報通信技術）等を活用し、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進します。

基本方針 1 在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

地域全体

かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の普及を促進します。
医療・介護関係者の多職種・多機関の連携強化を図ります。
在宅ケア連携室・在宅歯科医療地域連携室等の普及を促進します。
家族介護者を支援します。

市所管の診療所など

1 在宅医療の充実

在宅医療を効率的に実施できる体制の整備
訪問対象者の基準など在宅医療を充実するためのルールづくり

2 オンライン診療の推進

オンライン診療の実施に必要な設備等として電子カルテ等を導入
車両を用いた訪問型オンライン診療の導入の検討
オンライン診療の推進に向けたルールづくり

3 地域の中核を担う診療所として機能

患者に寄り添った安全安心な診療と相談
専門医や地域の関係機関につなぐ役割
情報提供による市民の安心感の醸成

4 切れ目のない在宅医療と介護の連携体制の推進

在宅医療と介護の連携体制の推進
I C T（情報通信技術）の利用による情報共有・連携の推進

基本方針 2 医療資源や財源の効率的な活用

地域全体

情報共有のための顔の見える関係づくりを推進します。
ICT（情報通信技術）の利用による医療資源の効率的な活用を推進します。
在宅医療・介護連携を支える人材の確保に努めます。

市所管の診療所など

- 1 より効率的に医療を提供するための施設配置の適正化
在宅医療等を効率的に実施できる体制の整備
（医師や看護師の人数は再編前の現状を当面維持しつつ、診療所を再編）

診療所再編の進め方

在宅医療等を効率的に実施できる体制とするため、診療所は医師 2人体制とします。

医師 2人体制とするため、原則として、地区ごとに 1 診療所に統合します。

民間の医療機関を含め、多職種・多機関の連携を進めます。

津久井地区

青根診療所は、青野原診療所に統合します。

ただし、令和 6 年度に診療日数の見直しを行った上で、青野原診療所の分院とし、当面維持します。

相模湖地区

千木良診療所は、令和 9 年度を目途に内郷診療所に統合します。

藤野地区

日連診療所は、令和 10 年度を目途に藤野診療所に統合します。

診療所の統合に当たっては、必要な改修等を行います。

医師の確保状況、施設の改修方法等により、再編の実施時期がずれることがあります。

通院手段の確保策の検討

検診機能や感染症対応能力の向上

駐車スペースの確保策の検討

待ち時間の短縮策の検討

2 医療従事者の安定的な確保のための取組

地域医療医師修学資金貸付事業の継続による医師の育成

地域医療寄附講座開設事業の継続による総合診療医の研さん機会の確保

看護師等修学資金貸付事業の継続による看護師の育成

より安定的な医療従事者の確保策について検討を継続

3 診療所の運営の効率化

電子カルテ等 I C T（情報通信技術）の活用等による事務の簡素化

院外薬局との連携

4 病院等との連携強化

検査機器など病院が持つ機能の活用

在宅医療、外来医療及び入院医療の連携強化

近隣自治体との連携に係る検討

基本方針3 地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

地域全体

市民による健康づくりや介護予防の取組を支援します。

市所管の診療所など

- 1 自ら行う健康管理の取組への支援
各種健診の実施や受診の勧奨
健康管理への積極的な働きかけ
疾病予防・介護予防に係る情報発信
- 2 地域と診療所の「顔の見える関係づくり」
社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域ケア会議等との連携
民生委員等の地域人材との連携

資料編

検討経過

令和3年 6月11日	相模原市地域保健医療審議会 ・検討の進め方等の説明
令和3年 6月 ~ 7月	各地区 まちづくり会議への説明(計3回) ・検討の進め方等について
令和3年 8月 6日	第1回 中山間地域の持続可能な医療のあり方に係る懇話会 ・会長・副会長選出、現状・将来推計・検討の進め方確認
令和3年 9月10日	第2回 中山間地域の持続可能な医療のあり方に係る懇話会 ・課題の共有、アンケート項目協議
令和3年10月	各地区 地区連役員会への説明 ・アンケートの実施について
令和3年11月17日 ~ 12月 3日	中山間地域の医療に係る市民アンケート ・地域住民への意見聴取(並行して補足調査を実施)
令和4年 1月14日	第3回 中山間地域の持続可能な医療のあり方に係る懇話会 ・アンケート及び補足調査の結果確認
令和4年 2月15日	第4回 中山間地域の持続可能な医療のあり方に係る懇話会 ・アンケート詳細分析、課題の総括、対応策のイメージ共有
令和4年 4月	各地区 まちづくり会議への説明(計3回) ・アンケート結果報告、意見聴取
令和4年 4月26日	第5回 中山間地域の持続可能な医療のあり方に係る懇話会 ・持続可能な医療提供体制の確保に向けた取組
令和4年 6月 7日	第6回 中山間地域の持続可能な医療のあり方に係る懇話会 ・議論のまとめ
令和4年 9月 2日	相模原市地域保健医療審議会 ・中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針について諮問
令和4年10月	各地区 まちづくり会議・自治連役員会等への説明(計17回) ・基本方針(案)について

令和4年11月 1日	相模原市地域保健医療審議会 ・中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針について答申
令和4年12月15日 ～令和5年1月23日	パブリックコメント ・中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について
令和4年12月17日 ・18日	各地区 住民説明会(計3回) ・中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について
令和5年 1月	各地区 地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会への説明(計6回) ・中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について
令和5年 3月23日 ～ 3月25日	各地区 パネルや動画を活用した説明会(計5回) ・中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について
令和5年 5月27日	各地区 モバイルクリニック事業体験会(計3回) ・車両を用いた訪問型オンライン診療をイメージしていただくため、遠隔聴診器を活用したオンライン診療のデモンストレーションなど
令和5年 7月 8日 ・9日	各地区 住民説明会(計3回) ・中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について
令和5年 7月	子どもの意見聴取(2中学校・1義務教育学校・1高校) ・中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)の考え方

中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会設置運営要綱

(目的)

第1条 津久井地区、相模湖地区及び藤野地区(以下「中山間地域」という。)における医療提供体制の確保を図るため、持続可能な医療のあり方について、中山間地域の住民や、医療に関わる団体の代表者等が意見交換を行う「中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会」(以下「懇話会」という。)の設置及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 中山間地域における医療の課題の把握に関すること。
- (2) 中山間地域の持続可能な医療のあり方に係る対応策に関すること。
- (3) その他中山間地域の医療提供体制の確保に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、別表に掲げる団体等から推薦があった者を委員として構成し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、健康福祉局保健衛生部医療政策課が処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表 (第 3 条関係)

団体名等	人数
一般社団法人相模原市医師会	1 名
公益社団法人相模原市病院協会	1 名
公益社団法人相模原市歯科医師会	1 名
公益社団法人相模原市薬剤師会	1 名
相模原市訪問看護ステーション管理者会	1 名
相模原市立診療所の指定管理者	1 名
相模原市立国民健康保険診療所	1 名
学識経験者	2 名
津久井地区まちづくり会議	1 名
相模湖地区まちづくり会議	1 名
藤野地区まちづくり会議	1 名

中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会 委員名簿

	選出団体等	氏名
医療関係者	相模原市医師会	原田 工
	相模原市病院協会	森田 亮
	相模原市歯科医師会	布施 厚子
	相模原市薬剤師会	野崎 喜代美
	相模原市訪問看護ステーション管理者会	井坂 美代子
	相模原市立診療所の指定管理者（日本赤十字社）	西 八嗣
	相模原市立国民健康保険診療所	土肥 直樹
学識経験者	北里大学医学部（総合診療医学 教授）	青山 直善
	北里大学医学部（公衆衛生学 教授）	堤 明純
地域住民	津久井地区まちづくり会議	小河原 祐二
	相模湖地区まちづくり会議	長谷川 兌
	藤野地区まちづくり会議	石橋 了知

相模原市地域保健医療審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市地域保健医療審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 市の公共的団体等の代表
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市の住民

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、地域保健事務主管課で処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月31日規則第9号抄)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第18号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第47号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第79号）

この規則は、平成15年4月30日から施行する。

附 則（平成23年7月15日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第20号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

相模原市地域保健医療審議会 委員名簿

	選任区分	役 職 名	氏 名
1	医療関係者 学識経験の ある者	(一社)相模原市医師会 副会長	原田 工
2		(一社)相模原市医師会 副会長	佐藤 聡一郎
3		(一社)相模原市医師会 理事	梅澤 慎一
4		(公社)相模原市病院協会 会長	土屋 敦
5		(公社)相模原市歯科医師会 専務理事	大嶺 秀樹
6		(公社)相模原市薬剤師会 副会長	佐藤 克哉
7		(公社)神奈川県看護協会 相模原支部長	阿部 徳子
8	市の公共的 団体等の代表	相模原市自治会連合会 理事	黒子 信雄
9		(福)相模原市社会福祉協議会 常務理事	小林 輝明
10		相模原地域連合 事務局長	幸山 隆
11		相模原市健康づくり普及員連絡会 副会長	伊藤 吉美
12		(一社)相模原市獣医師会	木下 淳一
13		(特非)男女共同参画さがみはら 理事	小山 日出野
14		相模原環境衛生協会 会長	鈴木 貴市
15		相模原食品衛生協会 会長	助川 秀一朗
16		相模原市食生活改善推進団体わかな会 会長	湯田 里子
17		(特非)神奈川県歯科衛生士会相模原支部 支部長	原口 あゆみ
18	市の住民 (公募)	公募委員	木津 芳枝
19		公募委員	原田 康子
20		公募委員	本郷 永子

相模原市地域保健医療審議会への諮問

4医政課第1790号

令和4年9月2日

相模原市地域保健医療審議会会長 殿

相模原市長 本村賢太郎

中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針について

2 答申希望時期

令和4年10月

以上

相模原市地域保健医療審議会からの答申

令和4年11月1日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市地域保健医療審議会
会長 原田 工

中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針について（答申）

令和4年9月2日付け「4医政課第1790号」をもって諮問のありました中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針について、下記の意見を附帯して、別紙のとおり答申します。

記

- 1 少子高齢化が顕著な中山間地域に適した持続可能な医療提供体制を確保していくためには、子どもから高齢者まで幅広く診療できる能力を持った医師等、地域に信頼される医療従事者が必要であることから、引き続き市内の医師育成機関や医療機関等と連携するなど、中山間地域に長く貢献できる医療従事者の確保に取り組むこと。
- 2 中山間地域においては、高齢化の進行等に伴う「通院困難」への対応が課題となっているが、高齢者等の移手段の確保は、通院のみならず買い物や日常生活全般における地域全体の課題として捉える必要があることから、関連する交通分野や福祉分野等の組織と連携して取り組むこと。

以 上

相模原市 健康福祉局 保健衛生部 医療政策課 地域医療対策室
〒252 - 5277
相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042 - 754 - 1111 (代表)